

「プラットフォームサービスに関する研究会」 中間報告書 概要

(特別委員会 中間報告書骨子(案))

第2部第6章「プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方」)

2019年4月9日

プラットフォームサービスに関する研究会

概要

■ 近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応等について検討を行う。

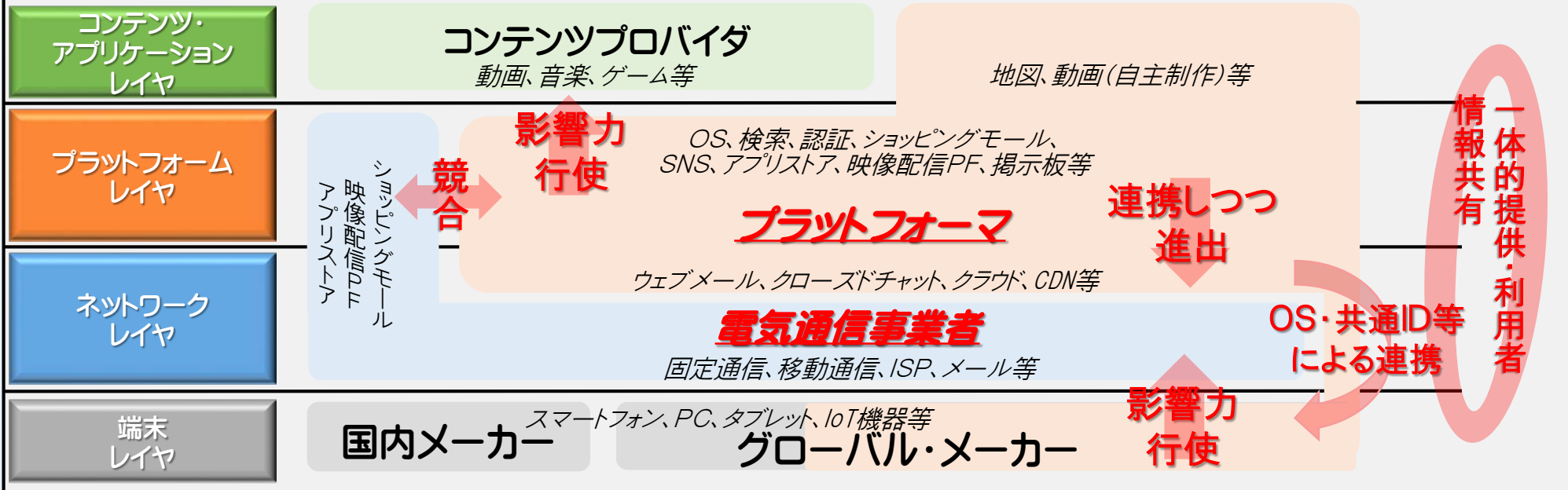
構成員

- (座長) 穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- (座長代理) 新保 史生 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
- 生貝 直人 東洋大学 経済学部 総合政策学科 准教授
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 木村 たま代 主婦連合会 消費者相談室長
- 崎村 夏彦 野村総合研究所 DX生産革新本部IT基盤技術戦略室 上席研究員
- 手塚 悟 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
- 寺田 眞治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
- 松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授
- 宮内 宏 宮内・水町IT法律事務所 弁護士
- 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 山口 いつ子 東京大学大学院 情報学環 教授
- (オブザーバ) 個人情報保護委員会

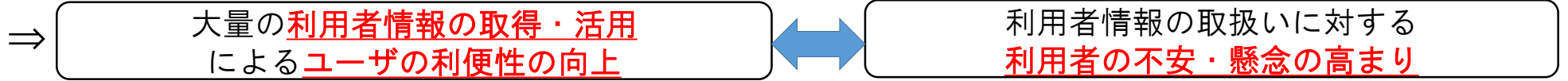
スケジュール

	18年10月	11月	12月	19年1月	2月	3月		12月
プラットフォームサービスに関する研究会	10/18 提案募集	11/5 ヒアリング	12/21	1/10 1/21	2/13 パブロメ	3/22 中間報告		最終報告

<現在の電気通信事業を取り巻くレイヤ構造>



- ① グローバルなプラットフォーム事業者のプレゼンスが増大
- ② プラットフォームレイヤ（プラットフォームサービス）とネットワークレイヤ（通信サービス）の一体化や融合・連携



- プラットフォームサービスの拡大に伴う以下の課題への政策対応の在り方について検討
 1. 利用者情報の適切な取扱い
 2. トラストサービスの在り方
 3. フェイクニュースや偽情報への対応

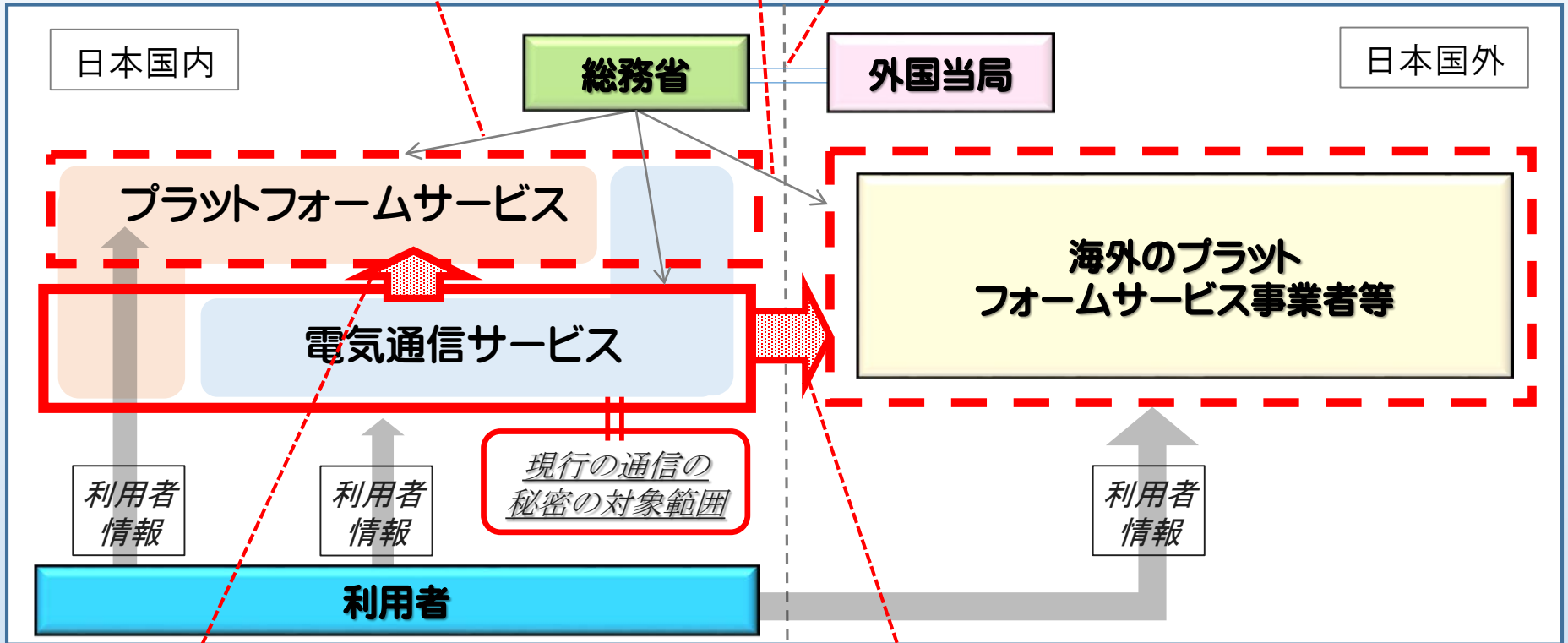
1. 利用者情報の適切な取扱い①

○ プラットフォームサービスのプレゼンスの増大をはじめとする状況の変化を踏まえて利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応の基本的方向性について、主に以下の4点を整理。

基本的方向性③ 法執行の確実な担保を検討の力点に置き、共同規制的アプローチ^(※)を機能させるための方策を検討

基本的方向性④ EUにおけるeプライバシー規則策定の動き等との国際的な調和

※法的規制と事業者による自主規制のそれぞれの利点を活かす中間的な政策手段



基本的方向性② 環境変化を踏まえた規律(ガイドライン等)の適用対象の見直しを検討

基本的方向性① 電気通信事業法の通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れて検討

1. 利用者情報の適切な取扱い②

1 利用者情報のグローバルな流通の進展に対応するための規律の適用の在り方

主要論点①

▶ 国外に拠点を置き国内に電気通信設備を有さずサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対する規律の在り方が論点

基本的方向性①

▶ 国外のプラットフォーム事業者に電気通信事業法の通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うことが適当

2 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合等の進展に対応するための規律の適用の在り方

主要論点②

▶ 「電気通信サービス・機能」と「プラットフォームサービス・機能」の一体的なサービス提供に伴う利用者情報の適切な取扱いの確保等が論点

基本的方向性②

▶ 環境変化を踏まえた規律(ガイドライン等)の適用対象の見直しが適当

3 プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方

主要論点③

▶ 利用者情報の適切な取扱いに係る規律に従い、事業者による確実な履行の確保を図るために、望ましい方策は何か論点

基本的方向性③

▶ 法執行の確実な担保の検討に力点を置き、関係者による継続的な対話を通じた自主的な取組を促し、共同規制的なアプローチを適切に機能させる方策の検討が適当

4 欧米におけるプライバシー保護法制を始めとする国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和に係る政策対応

主要論点④

▶ 諸外国のプライバシー保護の潮流との制度的調和の確保が論点

基本的方向性④

▶ 我が国の通信の秘密・プライバシー保護に係る規律に関し、EUのeプライバシー規則策定の動き等との国際的な調和を図ることが適当

5 トラストサービスの在り方



主要論点

- ▶ Society5.0においてはサイバー空間の安全性や信頼性の確保が重要
- ▶ 現実空間のあらゆるやりとりがサイバー空間に持ち込まれる中で、重要な情報をやりとりする場合に、より高いレベルの認証を利用することが重要
 - ☞ ネット利用者の「本人確認」や「データの改ざん防止」等の仕組みを用いて電子商取引等を安心して行えるようにするトラストサービスの在り方が論点

基本的方向性

- ▶ 次のようなトラストサービスに関する現状や制度的課題について、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きもある中、**国際的な調和に配慮しつつ検討**することが適当
 - ① **人の正当性**を確認できる仕組み(利用者認証、リモート署名)
 - ② **組織の正当性**を確認できる仕組み(組織を対象とする認証、ウェブサイト認証)
 - ③ IoT機器等の**モノの正当性**を確認できる仕組み
 - ④ **データの存在証明・非改ざんの保証**の仕組み(タイムスタンプ)
 - ⑤ **データの送達等を保証**する仕組み(eデリバリー)

6 オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応

主要論点

▷ フェイクニュース等は、特に欧米諸国において問題化しており、これへの対応が論点

基本的方向性

- ▶ ユーザリテラシーの向上 及びその支援方策
- ▶ ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者との連携等の自浄メカニズム

について検討を深めることが適当

参考

< EUにおけるフェイクニュースや偽情報への対応 >

2018年4月 欧州委員会としての報告書を公表

- ・ プラットフォーム事業者、広告事業者、広告主等を含むステークホルダーが集まり、偽情報への対応のための（プラットフォーム事業者の）行動規範を策定することを求める。

2018年9月 行動規範の合意を公表

- ・ Google、Facebook、Twitter、Mozillaの4社と8つの事業者団体が合意

2019年1月 行動規範の取組状況に関するレポートの公表

- ・ 行動規範に関して、事業者が提出した取組状況をまとめたレポートを公表。
- ・ 同様のレポートを5月まで毎月公表する予定。2019年末には行動規範の包括的な評価を行い、仮に取組が不十分と認める場合には、法律による規制も含めた追加措置を行うことを示唆。



報告書発表の会見を行うガブリエル欧州委員会委員（デジタル経済・社会担当）（写真中央）
（出典：欧州委員会ウェブサイト）

- ① 利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象に通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定の適用及びその履行確保に係る共同規制的なアプローチを含む適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理
- ② 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理
- ③ フェイクニュースや偽情報に係る政策対応に関し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組やプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等についてプラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意し検討を深めるなど、具体的な施策の方向性の検討に向けた整理

⇒ 本年12月までに最終報告書を取りまとめ

〔トラストサービスの在り方については、別途開催のトラストサービス検討ワーキンググループで更に検討を進め、その検討結果を最終報告書に盛り込む。〕